

『日本は穏やかな平和です』

日本列島5月の薫風のもとゴールデンウィークを楽しみました。いろいろな課題はたくさんありますが平和そのものです。政治にしても難しい問題は先送りで済ませてきました。

さていよいよ先送りにも限界があります。やっと少しだけですが、このままだと危ない！日本が持たない！との危機感も言われだしました。しかし皆、自分には関係ないと決め込んでいるように見えます。

全企業が「消滅指定業種」でもおかしくない。 最高利益を突っ走る企業も実は円安のおかげ、大量消費地を求め海外展開とていつまで続くのか？卓越した技術が日本を救う、これとて日本の産業を復活させるとまでは行かないでしょう、なんせ20世紀の時代背景とはまったく異なりますので・・・。**大量生産、大量消費のビジネスモデルは消滅業種の最たるもの**でしょう。今やっている仕事はやがてなくなる、今売れている品物はやがて売れなくなる、・・・そんな馬鹿な・・・しかしどうでしょう、10年前をとってみても思い出せないほどの急激な変化です。どこに何があったか思い出せません。この変化は続くと私は思います。



さてどんな風が変わっていくのでしょうか？所有よりレンタル、モノを長持ちさせる、環境により敏感になる、ご近所づきあいを大事にする・・・。「衣食住」は人間の生きていく上で、**欠くことのできない生活資源**です。**無くなることはありません。**形が変わる、つまり自分だけ良ければではなく、共存です。地域での共存の確立です。ここに小規模企業の残り続ける「手」があり、むしろこれは大手の大量販売、大量サービスの苦手な部分と言えましょう。

上記で述べた、しのびよる「消滅企業」はすべからず今、現在のままでやり続けると・・・との意味でもあります。幸いなことに若者のなかに農業や小規模企業に情熱をもつたくましい人たちが増えてきたのが嬉しく、応援したい気持ちでいっぱいです。

モラロジー生涯学習セミナー

第9回 公開ニューモラルセミナーのご案内

日時 6月15日(月) 19:00~21:00
場所 藤沢商工会館ミナパーク 501号室
講師 寺坂 富俊
参加費 500円
お問い合わせ先 0466-53-6677

さわやか土曜塾の御案内

日時 6月13日 10:00~11:30
場所 辻堂市民図書館 2F 会議室
参加費 500円
講師 北 雄二

(公益財団法人モラロジー研究所参与)

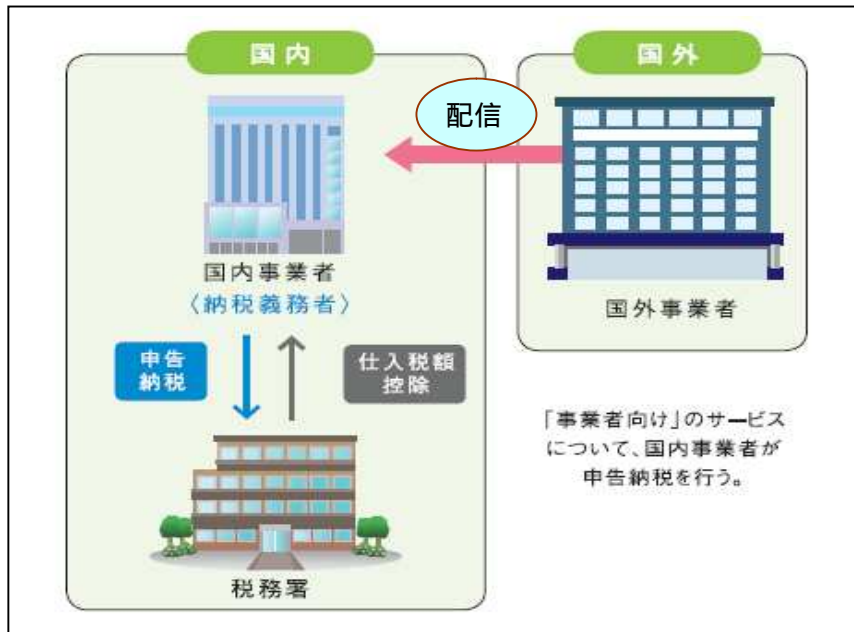
お気軽にご参加ください。心よりお待ちしております。

国境を越えた役務提供に対する消費税課税の見直し～CLN研究室報告～

海外からのインターネット等を通じた電子書籍・音楽・広告の配信やクラウドサービス等の役務の提供は、役務提供地が国外であるため消費税が課税されていません。一方、同じ役務提供であっても、国内からの配信等には消費税が課税されています。そこで、内外の競争環境の公平性・中立性を確保する観点から、海外からのインターネット等を通じた役務提供に消費税が課税されることとなりました（平成27年10月から施行されます）。

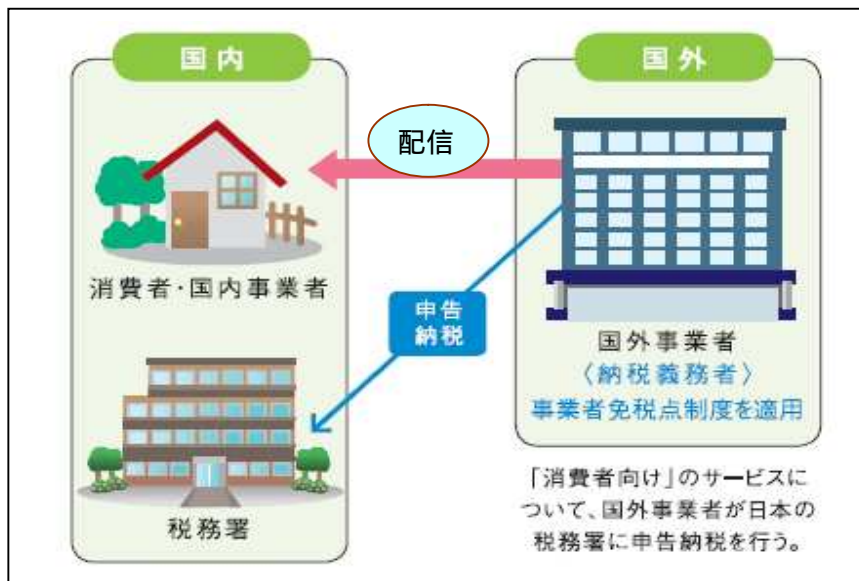
具体的には、事業者向け取引と、消費者向け取引によって課税方式が異なります。

事業者向け取引に係る課税方式（リバースチャージ方式）



サービスの受け手が通常事業者に限られる取引（広告配信等）については、受け手である国内事業者が申告納税を行います（課税売上割合が95%以上の事業者や簡易課税事業者は対象外となります）。

消費者向け取引に係る課税方式（国外事業者申告納税方式）



電子書籍や音楽の配信等の消費者向けの取引については、国外事業者が納税義務者となり、取引に消費税を課税して国内の税務署に申告納税を行います。

CLN研究室とは...

消費税（Consumption tax）地方税（Local tax）新税（New tax）等の研究を行なっています。

パートタイム労働法が変わりました！！

平成 27 年 4 月 1 日 改正法施行

平成 27 年 4 月 1 日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

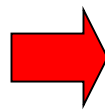
< 主な改正のポイント >

1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保



- (1) 正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
【現行】

職務の内容が正社員と同一
人材活用の仕組みが正社員と同一
無期労働契約を締結している



【改正後】

・ に該当すれば、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用をはじめ全ての待遇について、**正社員との差別的取り扱いが禁止**

- (2) 『短時間労働者の待遇の原則』の新設

事業主が雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員との待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする。

- (3) 職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象に

通勤手当という名称であっても、距離や実際にかかっている経費に関係なく一律の金額を支払っている場合のような、職務の内容に密接に関連して支払われているものは、**正社員との均衡を考慮しつつ**、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案し**て決定するよう勤める必要**があります。

2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- (1) パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設
(2) 説明を求めたことによる不利益取り扱いの禁止
(3) パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設

3 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

- (1) 厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主に対して、**厚生労働大臣が勧告をしても、事業主がこれに従わない場合は、厚生労働大臣はこの事業主名を公表できること**となります。

- (2) 虚偽の報告などをした事業主に対する過料の新設

事業主が、**パートタイム労働法に規定に基づく報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料**に処せられます。

★職員のご紹介★

5月入社いたしました野村です。新入社員という言葉が似合わない歳ですが、気持ちだけは初々しくおりますので、どうぞご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

(実は以前、宇久田会計事務所に勤務していたことがありました。覚えていてくださった方、お声をかけてくだされば嬉しいです。)



BBQ情報

5月にもかかわらず30℃超えの真夏日を記録するなど、夏がだんだんと近づいている今日この頃ですが、今回は一足早く藤沢近辺のBBQスポットなどをご紹介しますと思います。

藤沢市少年の森

所在地 神奈川県藤沢市打戻 2345

TELL 0466-48-7234

BBQ 場の他にアスレチックコースや遊具など様々な施設があり、一日いても飽きない施設となっております。



海の公園バーベキュー場

所在地 神奈川県横浜市金沢区海の公園 10 番

TELL 045-785-0259

横浜市内で唯一海水浴ができ、美しい砂浜がある公園内のバーベキュー場です。食材などの用意もあり、手ぶらで行く事も可能です。



利用期間や営業時間・予約など、その他の情報等は、各自でお問い合わせお願いいたします。

今月の一言 宇久田進治



どうにかナランノカ！若者男性陣

30代半ば過ぎの女性、自分の子を生み育てたい・・・が、肝心の男性パートナーがいない。そこで自分の卵子を冷凍保存し、その日のために備えたい(結婚できるかわからないのに・・・)結婚にはいろいろな条件や環境が整って晴れてゴールではあろう。特に経済的条件はそのキーになるのかも知れない。しかし冷凍保存準備ではいかにも寂しい。

こどもの数が減り続けている。こどもは地域みんなで育てるものであり、日本の最優先課題である。

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 柿崎ビル 6F URL: <http://www.ukuta.net/>

TEL 0466(36)0627 FAX 0466(33)4892

<http://www.cityfujisawa.ne.jp/~ukuta/>

「とらい&グロウ」はメールでも配信しております。郵送によらずメール配信をご希望の方は、上記までご一報ください。また、バックナンバー(先月以降分)をご希望の方も上記までご連絡下さい。